

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市山科障害者デイサービスセンター ぶらんこ	施設種別	生活介護事業
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

令和 7 年 5 月 1 6 日

総 評

京都市山科障害者デイサービスセンターぶらんこは、社会福祉法人京都障害者福祉センターが運営する 4 エリア計 24 事業所のうち、11 事業所を擁する山科エリア（東野、醍醐含む）の中核施設として、京都市山科合同福祉センター内において運営されています。同センターには同法人が運営する「京都市山科身体障害者福祉会館」「京都市やましな学園」「京都市山科障害者授産所」が設置され、生活介護や就労継続支援 B 型事業などに取り組み、障害ある本人の日常生活上の支援や創作活動、生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援等が行われています。法人理念には「障がいのある人とその家族が地域の中で尊厳を保ちながら普通の暮らしができるように支援する」が謳われ、基本方針においては、「人権の尊重」「サービスの拡充」「地域貢献」「職員育成」「地域連携」などが重点項目として挙げられています。さらに令和 6 年度事業計画の事業目標には「一人一人の人格を尊重し、日中活動を通して自己実現を保障する」「利用者が地域で普通の暮らしをおくることを支援する」と明示され、11 項目の具体的な事業所運営方針が設定され、通所による日中介護や必要に応じた相談、個別の支援サービスの提供に関する運営姿勢が明確に示されています。また、重点目標として、「専門性を下地とした継続性のある支援体制づくり」「楽しんで過ごせるプログラムの内容や環境の設定」「財政基盤の確立」の 3 つが掲げられています。

本事業所では、一人ひとりの障害特性に合わせた多彩なプログラムが用意され、徹底した個別支援を基本に、その人の強みや長所（ストレングス）に着目し、達成感や自己効力感が持てるよう活動内容には細やかな配慮が見られます。支援の専門性をベースとした、日常生活の質の向上に役立つ機能訓練や体力づくりのための各種運動メニューが用意され、心身のリラクゼーションやバイタルチェックを兼ねたアロマセラピー等が実施されています。また、日常生活スキルの向上に役立つワークプログラム（コインやスティック入れ、ビーズ紐通し等）や施設の屋上での散歩や外出、買い物、各種創作活動、月一回の音楽療法、散髪（月 2 回）季節ごとのお花見や秋まつり、お茶会等のイベントなど、多くのプログラムを利用者が選択できるよう配慮されています。さらに特徴のひとつとして、リラクゼーションを目的とした東野障害者福祉センター内の別室「あんずルーム」では、機器や素材によりやさしく感覚的刺激をあたえるスヌーズレンが実施され、利用者が自分のペースで穏やかな時間を過ごせるように配慮されています。

また、運営にあたって、障害のある本人の希望や意向を把握するため、多様なコミュニケーションを試みることで個別のニーズを日々の活動に反映させる仕組みが構築され、利用者本位のサービス提供への意欲的な取り組みが行われている事業所です。自らの体調を訴えられない利用者が多いこともあり、看護師や嘱託精神科医との面接や日々のバイタルチェックなどで身体の変化を早めに把握するよう細心の注意が払われ、京都市リハビリテーション推進センターとの連携によるストレッチ・機能

	維持の取組みと併せて、利用者の健康管理に積極的に取り組まれています。 当事業所の経営母体は多数の事業所を運営する大規模な法人ですが、事業所運営における福祉サービス提供と経営管理がバランス良く機能しています。安定した財政基盤のもと、組織体制の充実とサービス管理体制の質の向上が図られ、苦情があった場合の内容や改善策の公開、法人ニュースの発行などを通じて経営の透明性確保にも取り組まれています。また、人材育成体制が充実しており、職員の能力の向上や福祉サービスの質の向上のため、資格取得が奨励され、資格取得資金の貸付、資格取得奨励金制度を設け、各種研修受講の奨励と意向確認のための自己申告制度により、職員の総合的な人材育成が進められています。ワーク・ライフ・バランスのためのガイドブックも法人独自に制作されており、職員の福利厚生に関しても充実した取組みが確認できます。法人が作成する「関係規程集」には、理念・基本方針、倫理規程・各種規則、規定、要綱、マニュアル等が38項目にわたり網羅され、職員への周知が図られていることから、福祉サービスの質の向上とコンプライアンス遵守への姿勢が顕著に認められます。山科地区における障害者福祉の拠点である同センターにおいて、今後益々の発展と地域社会への貢献が期待される事業所です。
特に良かった点(※)	I－3－(2) 事業計画が適切に策定されている。 単年度計画の策定については、運営会議や回覧などで上がってきた職員の意見を確実に反映させる仕組みがあり、内容を検討・精査しながら策定されていることを会議録や資料への意見書き込みなどから確認することができました。更に「中経営計画」が立てられ、一年ごとの進捗状況が5年間確認できるPDCAサイクルのチェックシートが策定されています。計画書の冒頭には法人理念と事業目標が掲げられ、施設運営における重点ポイントとして、人権の擁護、本人の自己決定、地域との連携、他団体との緊密な連携、継続的な職員研修、制度・施策の利用者やその家族への説明と情報共有などが11項目にわたって詳述されています。また、職員研修内容や利用者支援の内容、東部障害者地域自立支援協議会圏域でのネットワークづくり、他団体や社会資源との連携などが細かく計画され、充実した内容となっています。周知や理解への取組みについては、家族が参加する年2回の事業報告会において計画書を配付し、丁寧に説明していることや、報告会の前に参加の可否をアンケート調査し欠席の場合には計画書・報告書をもれなく送付するなどしており、職員や利用者(家族)に対して丁寧に理解を促す姿勢は高く評価できます。 II－4－(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 地域の各団体や地域住民との協力・連携に積極的に取り組まれており、地元の山科商店街や社会福祉協議会、青少年活動センター、児童館などと協働する「第21回ぐるっとふれ愛まちフェスタin山科」では各拠点で模擬店やフリーマーケットが開催され、施設内で行われるプログラムとしてアロマトリートメントのデモンストレーションが行われました。事業所が入る山科合同福祉センターで開催される「やったね!秋まつり」では、利用者の作品展示や創作で交流できるワークショップやオリジナル製品の販売などが行われ、地元住民の方々が多数参加されています。また、福祉避難所として指定されており、地域の防災計画立案にも関わっています。同センターの4階には「京都市山科図書館」があり、利用者の創作物が展示される1階フロアは、障害のある本人と地域住民が日常的に交流できる場として機能しています。1階の建物外部スペースには「ぶらんこ花壇」が設けられ、隣の交番の花壇と併せて利用者が水遣りをするなど、地域に親しまれる事業所としての様子がうかがわれます。地域活性化と住みよいまちづくりに貢献する取組みは高く評価でき

	ます。
特に改善が 望まれる点(※)	Ⅱ－３－（１）運営透明性の確保 運営の透明性の確保への取組みについては、法人ホームページで理念・事業計画や事業報告、決算関係の会計資料が公開されると同時に第三者評価結果や苦情・事故に関する情報も公開されています。職務分掌や権限が明記された事務・経理等の規定についても「法人関係規程集」に記載されていることが確認できます。福祉情報サービスのWAM NETのWebサイトでは、現況報告書、定款等が公開されていますが、第三者評価の評価基準に示す「予算」が確認できませんでした。なお、外部の専門家による監査については、社会福祉法人審査基準では収支決算額１０億円以上の法人においては２年に１回が望ましいとされており、当第三者評価基準においても同様の考え方となっています。外部監査の範囲については、公認会計士等が行う財務や会計管理体制の整備状況の点検の他、法人の組織運営・事業にも外部監査等（専門家による助言・指導）の活用が必要とされています。大規模法人においては、より透明性の高い事業経営、運営が求められていますので、今後の導入についての検討が期待されます。

※それぞれ内容を３点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A
[自由記述欄]					
I-1-(1)運営母体である「社会福祉法人京都障害者福祉センター」により、法人理念、基本方針が明文化されている。事業計画書、広報誌、ホームページに掲載されているほか、デイルームや職員室にも掲示され、障害のある本人及び家族、職員等への周知が図られていることが確認できた。また、基本方針は理念の趣旨に則り、障害者福祉や福祉サービスのあり方を踏まえ、法人運営や職員行動の規範となる内容となっている。					

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A
[自由記述欄]						

I-2-(1)社会福祉事業全体の動向については、福祉新聞の定期購読、全国社会福祉協議会のホームページにある情報やWAM NET（独立行政法人福祉医療機関が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）を通して福祉の動向を把握していることを確認した。地域の策定動向は、「第4期山科区地域福祉活動計画令和2年度～令和6年度～あなたの番です！『みんなが主役の福祉のまちづくり』」を把握し分析していること、また文書内には当該事業所が位置する地域の障害者数やニーズ、地域の課題が記載されておりその内容を把握し検討していることを確認した。コスト分析は、利用率の変化や加算についてシミュレーションを行い、適切な収益性の確保をめざして試算を行っていることを確認した。経営環境や実施する福祉サービスの内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析は、法人の事業所職員で構成されるワーキンググループ（感染対策・接遇・虐待防止・経営）で行われ、具体的課題が抽出され、その内容を職員に回覧し意見を収集するしくみが確立していることを確認した。経営状況や改善すべき課題は、年4回の法人理事会、年1回法人の監事による内部監査、月1回の各事業所の管理者参加による管理職会議にて適宜月次収支報告が行われ、その内容は職員に文書閲覧と説明を行っていることが聞き取れた。

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	②	中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	②	事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A

I-3-(1)法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画は、「全国社会福祉法人経営者協議会社会福祉法人アクションプラン2025 2021年度～2025年度 中期行動計画」をもとに「社会福祉法人京都障害者センター長期ビジョン ビジョン2025+1（プラスワン）～2026年法人理念の実現に向けて～」が策定され、第3期中期経営計画が策定され、具体的内容が明記されていることを確認した。また、数値目標や具体的な成果が設定され、実施状況は前述したワーキンググループにより評価が行われ報告閲覧を行い、意見を収集し見直しが組織的に実施されていることを確認した。中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画の策定は、健全で安定的な財政基盤の行動方針をもとに令和5年度事業計画書の重点項目とし、経営ワーキンググループにより目標内容は、「社会福祉法人京都障害者福祉センター・中期経営計画令和5年（2023）年度実施計画及び評価シート」に具体的に記載がされ、目標達成に向けてのプロセスが明確になっていることを確認した。

I-3-(2)事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しは、変更点を黒と赤で区別した事業計画書を職員に書き込み式で閲覧し、得られた意見をもとに次年度の事業計画書を作成している。組織的にPDCAサイクルを回す事業所文化が定着していることを確認することができた。事業計画は、年2回3月と6月の事業報告会（保護者会の通称）を通して家族・成年後見人に計画書を配布し、説明を行っていることを確認した。事業報告会を開催するにあたっては「報告会のお知らせ」を通知し、祝日利用についてのアンケートを行うなどニーズの把握に努めている。また、欠席された方には、後日事業報告会報告書と事業計画書を配布し周知を進めていることが聞き取れた。また、事業計画はホームページにも公開されていることを確認した。なお、障害のある本人に対して、事業計画内容の分かりやすい説明に取り組んでいるが、重度の利用者が多いため理解が困難なケースがあることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A

I-4-(1)福祉サービスの質の向上に向けた取組は、中長期計画に基づく行動方針にそって、Google Formsのアンケート機能を用いて業務振り返りチェックシートに記入する職員向けアンケートを定期的に実施。当事業所職員で構成されるプロジェクトチームを中心に改善行動が実施されていることを確認した。しかし、組織として評価基準を定めた上での、年1回以上の自己評価の実施については確認できなかったため、自己評価AをBとした。第三者評価結果に基づき、組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策の実施状況については、「社会福祉法人京都障害者福祉センター・中期経営計画 令和5年（2023）年度実施計画及び評価シート」に、取り組み内容と年次計画、実施状況、取組内容、実施状況の自己評価、今後の方向性が具体的に記され、実施されていることが確認できた。これらは、「デイサービスぶらんこ運営会議」の議事録として職員に回覧され、職員からの意見を収集し改善策に反映されていることを確認した。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任と リーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-1-(1) 管理者は職員会議などで、事業計画書の事業目標や重点目標、運営方針を職員に対して明確に示し取り組んでいることが議事録から確認できた。また自らの役割と責任については広報誌「ぶらんこだより」に掲載し表明している。また、法人関係規程集の中の「組織及び事務分掌規則」に管理者の責任と職務が明文化されていることを確認した。災害等の有事の際の対応については、「自衛水防組織活動要領」他に管理者権限及び総括管理者の役割、不在時の権限移譲者が明記されていることを確認した。

遵守すべき法令等を正しく理解するための取組として、サポーターズカレッジ（障がい福祉サービス施設で働く支援員のためのオンライン研修サービス）の研修受講の機会を設け（月1回予定）、最初に「コンプライアンス守れていますか」を視聴し受講報告書を提出させていることを聞き取った。事業に関連のある法令等は、職員の共有ネットワークを用いてリスト化、リンク集が作成されており、環境への配慮を含む幅広い分野について最新の情報を把握し、守るべき法令についての知識を高め、職員間で共有・周知していることが資料と聞き取りから確認できた。

Ⅱ-1-(2) 管理者は、職員のモチベーションを高めるために年2回、キャリアアップ面談と自己申告書に基づいた面談を職員全員に実施し、業務に関する希望や要望をまとめた資料を作成し、職員会議で報告し今後の取り組み方について検討する機会を設けるなど福祉サービスの質の向上に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいる。職員の教育研修は、「社会福祉法人京都障害者福祉センター職員研修実施要項」に明記されサポーターズカレッジ研修や職員に応じて個別の研修機会を設けていることが確認できた。

法人は、経営の改善や業務の実効性にむけて経理事務から月次の収支状況を把握したり、「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を用いて、時間外勤務等の勤怠管理が行われていることを確認した。また、2024年度から人材確保プロジェクトとして処遇改善や人材確保、法人内の欠員対応などについて検討を継続していることが聞き取れた。労務管理の一環として、管理者は各職員から提出された「自己申告書」により面談を行い、能力や経験に適した人材配置のための資料としている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・ 養成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-2-(1) 必要な福祉人材の確保・定着等に関しては、令和5年度・6年度の法人本部の事業計画には「4. 人材確保と育成」が明記され方針を確立しており、人材確保プロジェクトを立ち上げ、広報誌にQRコードから職員の働く姿を編集した動画を視聴できるしくみや「資格取得資金貸付及び資格取得奨励金支給規定」が設置されていることを確認した。また、昨年から就職後の介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）の資格取得を推奨していることを聞き取った。

期待する職員像は「職務基準書」に明確化され、職員就業規則に採用や人事異動についての基準が明記されていることを確認した。職員の評価は、自己申告書の欄に職務に関する適正や知識・経験・指導性を設け、職務に関する成果や貢献度を自己・他者評価にて実施していることを確認した。職員の処遇は、法人本部が作成した「勤怠支給控除一覧表」により有給休暇取得率や時間外労働についての情報を毎月確認し、状況を把握する取り組みがなされていることが確認できた。また、自己申告書には上司に意見、提案、希望の欄や将来どのような職員を目指そうとしているかの欄が設けられ、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な人材育成へとつながる仕組みがあることを確認した。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況への配慮については、管理者が毎月の勤怠報告を作成し就業状況を把握しており、年次有給休暇管理簿や時間外勤務命令簿が作成され、有給休暇取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する仕組みがある。自己申告書をもとにした面談とキャリアアップ面談を年1回ずつ実施するなど、職員が自らの労働環境やキャリア形成について相談しやすい工夫を行っていることが確認できた。またメンタルヘルスのカウンセリングサービス「こころの健康相談室」と契約し、職員の誰もが利用できてプライバシーが守られるよう、相談内容については管理者にも開示されないようにしている。法人独自のワークライフバランス・ガイドブックが作成されており、ガイドラインに沿った運用が行われていることが聞き取れた。福利厚生の中には、京都府民間社会福祉施設職員共済会からの映画鑑賞無料券や職員が希望する保養施設利用補助や眼鏡購入補助、各種給付金などがあることが聞き取れた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]						
Ⅱ-2-(3)職員一人ひとりに対して、「あした式」という目標管理シートに各職員が目標項目を記入して、6ヶ月単位で管理者が中間評価を行い、進捗状況を確認している。目標達成度の評価については、年度末に面接を行い、自己評価、一次評価、二次評価、総評という流れで行われていることが確認できた。「あした式」に関しては記載例を閲覧し確認することができた。 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、関係規程集「職員研修実施要項」が策定されているほか、事業計画書に研修計画が詳細に記載されていることを確認した。法人の山科エリア研修後はアンケート調査を行い、担当職員、管理者間で評価と見直しを行い、今後希望する研修会内容を収集し研修計画に反映させていることを聞き取った。 職員一人ひとりの教育・研修の機会は、京都社会福祉協議会ホームページ「社会福祉研修ガイド」や法人契約の「サポートカレッジ」Web研修の内容について年度当初に説明している。研修参加者は研修報告書を作成し提出し、職員間で閲覧できる仕組みがあることを確認した。研修担当者を配置し、年間研修計画にしたがって研修に参加できるよう、調整が行われていることを聞き取った。						
Ⅱ-2-(4)実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制は、基本姿勢が「令和6年事業計画 16実習生・ボランティア・地域公益活動」の項目に明文化され、「実習受け入れマニュアル 社会福祉援助技術現場実習 令和6年度」が整備されていることを確認した。また、指導者研修に関しては、社会福祉士実習指導者研修会に参加するほか、華頂短期大学幼児教育学科主催の「保育実習について現場の先生方と共に考える勉強会」にも参加していることを確認した。また、法人内に社会福祉現場実習担当者研修・情報交換会（洛南・右京エリア）が設けられていることを確認した。						

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	B
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	B
[自由記述欄]						
Ⅱ-3-(1)福祉施設・事業所の事業や財務に関する情報は、法人ホームページ内に掲載され、「ぶらんこだより」1回/月発行、「法人ニュース」1回/月発行による広報誌にて公開されていることを確認した。しかし、予算の公開が確認できなかったため自己評価AをBとした。 公平かつ透明性の高い適正な経営については、関係規程集に内部統制のための「組織及び事務分掌規則」「経理規定」「専決規定」「資金運用規程」「文書管理規定」等が網羅され、法人契約の税理士による助言および年1回法人の監事により経理の内部監査を行っている。外部の専門家による監査等の必要性については、本評価基準の考え方においては、社会福祉法人審査基準では収支決算額が10億以上の法人は2年に一回程度の外部監査の実施が望ましい、とされているが、外部監査や外部の専門家による指導や助言が行われていることを確認できなかったため、自己評価AをBとした。						

	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A
【自由記述欄】					
Ⅱ-4-(1) 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組については、京都市障害者福祉センターの4階には山科区図書館が開設されており、地域の方々との交流は1階フロアに創作プログラムで作った作品の展示やオリジナルポスターの掲示をすることでふれあいの場となっていることを施設見学や聞き取りで確認した。また、利用者による建物街路前の「ぶらんこ花壇」や隣接する交番の花壇への水やり、外出時における住民の方々からの声かけや挨拶を通じて、地域住民と利用者との交流があることを具体例から聞き取ることができた。障害のある本人の買物の機会について日常的に設定されているが、土曜日通所のケースでは昼食の提供がないため、好みに応じた昼食を外部購入する機会をプログラムとして運用していることが個別支援計画書及び聞き取りから確認できた。 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は事業計画書に明記され、「ボランティア対応」に「ボランティア登録シート」「ボランティアに関する契約書」「オリエンテーション」等に関して、書面にて確認できた。ボランティア開始時には、オリエンテーション時間を1時間以上設けて、見学を中心に丁寧な説明を行っている。また、日中の活動時間内に質問を受ける機会を設け、対応していることを聞き取った。事業所内にある京都府社会福祉協議会の研修講座に使われる資料の閲覧を案内していることも聞き取れた。					
Ⅱ-4-(2) 当該地域の関係機関・団体については、障害者総合支援法に基づくサービス利用時や計画の見直しを行う計画相談用の「事業所情報」ファイルに社会資源としての事業所一覧等リストやパンフレットを準備し、必要に応じて提供できる体制となっている。また、緊急ケースについては、必要に応じて、関係機関と連携した内容を終礼で報告しケース記録に加筆入力して、職員間の情報共有を図っていることを確認した。主に山科エリアの計画相談事業所の相談支援員との連携を中心に課題の解決を図っており、半年に1回の関係各機関や諸団体との地域における情報交換会実施等によってネットワーク化が図られていることが聞き取れた。					
Ⅱ-4-(3) 地域住民との交流として、「第21回ぐるっとふれ愛まちフェスタ in 山科」で地域の方々に向けて事業所プログラムのひとつである「アロマトリートメント」や地域住民の子どもと母親の楽しみの場として創作などで交流できるワークショップなどを開催したことを確認した。災害時の地域における役割としては、地域の福祉避難所として位置づけられ、地域防災計画の立案にも参画している。また、センターの外路前に設置している「ぶらんこ花壇」や隣接する交番の花壇に利用者が水やりを行い、地域の人々に親しまれる事業所づくりの一助となっていることを聞き取った。京都市観光協会「とっておきの京都プロジェクト」における山科地区「第21回ぐるっとふれ愛まちフェスタ in 山科」の開催に合わせて、山科合同福祉センターとして「秋まつり」を企画し、山科商店会、福祉施設等と定期的な検討会を開催、当日は事業所としての関わりのほか、交通人員のボランティアとして職員が参加するなど、地域住民と連携しての取組みであったことが確認できた。終了後も次年度に向けての協議などを通じて課題を検討するしくみがあり、地域福祉への貢献や住みよいまちづくり環境の形成に取り組んでいることが聞き取れた。					

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-1 (1) 障害のある本人を尊重した福祉サービスの実現のため、「倫理規程」が法人規定集にあり職員会議等で読み合わせを行っている。また、「接し方マニュアル」や「介助チェックシート」などを活用しサービス提供における基本姿勢が示されている。「虐待防止マニュアル」「虐待防止・身体拘束等禁止規程」等も整備されていることを確認した。法人基本方針の第1項に「プライバシーの保護に努め」と記載され、事務所にはプライバシーの文言が入った配慮が必要な場面と注意についての掲示があることを確認した。また、個室やパーテーションの利用による個人スペースの確保、家庭的な雰囲気をつくつぐことのできるあんずルーム（東野センター分室）の設置等、利用者一人ひとりの特性に応じた個別対応とプライバシーの尊重など、様々な配慮と工夫を行っていることが伺えた。

Ⅲ-1-1 (2) 理念や基本方針、サービスの内容等を記載したパンフレットを合同福祉センターの1階フロアに配架している。パンフレットは見やすく大きなフォントを使用してルビが振ってあり、活動内容の写真を多数掲載して視覚的に受け入れやすい工夫をしている。京都市立東総合支援学校が開催する事業所紹介のためのフェアに出展し、事業所の説明を行っていることが「令和5年度事業所フェア 出展者マニュアル」から確認できた。サービス開始・変更時には、「京都市山科障害者デイサービスセンター利用契約書」により基本事項が示され、支援サービスについては重要事項説明書に詳しく記され、利用者用にルビが振られた「サービス利用について」を用いてサービス概要の説明をしている。福祉施設・事業所の変更等にあたっては「アセスメント表」を用いてスムーズに移行できるよう、相談支援専門員他が変更先の事業所と連絡を取り、引き継ぎを行っていることが聞き取れた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-1 (3) 障害のある本人（家族含む）のニーズを把握するため、年2回の個別面談（モニタリング表案、個別支援計画案）とご家族向けの事業報告会を実施していることを「個別支援計画」「ぶらんこ連絡ノート」及び聞き取りから確認できた。要望や苦情については、「京都市山科障害者デイサービスセンター重要事項説明書」に沿って契約時に説明しているほか、要望や苦情を伝えやすい環境が整えられていることを確認した。

Ⅲ-1-1 (4) 苦情解決の仕組みは、「苦情解決要綱」や「京都市山科障害者デイサービスセンター重要事項説明書」に記載されている。館内に「社会福祉法人京都障害者福祉センター苦情解決要綱」及び苦情解決の手順（フローチャート）が掲示されており、苦情解決苦情受付ボックスが窓口に置かれ、苦情解決の件数については法人のウェブサイトや事業報告書に掲載されていることが確認できた。障害のある本人からの相談や意見を把握する仕組みについては「要望対応マニュアル」が整備されている。利用者の意見やニーズを積極的に受け入れる仕組みの一環として、利用者アンケートを実施していることが「祝日利用について（アンケート）」から確認できた。

Ⅲ-1-1 (5) 保健衛生やリスクマネジメントについて、責任者や担当者を設置していることが「令和6年度職務分掌表」から確認できた。「危機管理対応マニュアル」を整備し、利用者の安心・安全を脅かす事例については「事故／ヒヤリハット報告書」にまとめ、会議にて改善策・再発防止策を検討している。感染症対策については「感染症マニュアル」が整備されている。マスクの着用が難しい利用者に対しては、密を避けるプログラムの実施、送迎時等の車内換気、消毒スプレーの利用等、障害のある本人の特性に応じた柔軟な取組を実施している。災害時における安全確保として「避難確保計画」「自然災害発生時における業務継続計画」を策定し、災害時の対応体制や必要な対策を講じている。障害のある本人への緊急連絡先を「自然災害発生時における利用者緊急連絡先一覧」としてまとめ、緊急時の連絡体制を構築していることが確認できた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
		40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A
		42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-2-1 (1) 提供するサービスについて一定の水準を確保するため、本人の尊重、プライバシーや権利擁護に関わる施設を各種文書で明確化している。また、「接し方マニュアル」や各利用者の特性や支援内容に合わせた「支援手順シート」を作成している。また、モニタリング及び個別支援計画の策定については、職員間で意見交換を実施した上で進んでおり、「個別支援計画」は、少なくとも6ヶ月に一度の見直しを行ない、見直しの時期には、障害のある本人や家族等に対してモニタリング案を提示し、意見や提案を聞いた上で個別支援計画に反映させている。 Ⅲ-2-1 (2) 「個別支援計画の考え方・手順マニュアル」に沿って「個別支援計画」の策定が行われ、責任者としてサービス管理責任者が設定され、利用者の障害特性や本人の意思を反映した支援方法が記載されていることを確認した。また、個別支援計画はアセスメント表をもとに計画の作成や実施、見直しがPDCAサイクルで行われ、本人や家族との個別面談時の情報や要望、職員全員からの意見を聞いて内容に反映させるとともに、支援内容は職員に周知され、同時に「アセスメント表」の更新も行なっていることが聞き取れた。 Ⅲ-2-1 (3) 障害のある本人の毎日の身体状況や生活・活動状況等については、支援ソフト「ケアカルテ」に統一した様式で記録している。「ケアカルテ」に記録される日々の情報を一日の振り返り時に職員間で情報伝達を行い、パート・派遣社員にも翌日、業務日誌やケース記録で情報を共有している。記録は所長・副所長が最終確認し、記録する職員でその内容や書き方に差異が生じないように指導している。非常勤職員は、日々のケース記録をまとめた特記日誌や業務日誌を読むことで、利用者に関する情報の把握をしていることを聞き取った。利用者に関する記録の管理については「個人情報管理規程」により、記録の保管、保存、持ち出し、廃棄、情報の提供に関する規程が定められ、職員に周知していることが確認できた。					
---	--	--	--	--	--

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前前に暮らせる社会の実現に向けた取組を行っている。	A	A

[自由記述欄]

A-1-1 (1) 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援を行なっていることが「個別支援計画」や「ケース記録」から確認できた。本人の障害に応じた自立した生活への支援は、自己決定や自己選択、希望・要望という本人の意思や意向を尊重するエンパワメントの理念によって進められていることが、各種事業所資料の内容及び見学時の利用者の笑顔やくつろいだ様子から伺えた。個別活動（手先の機能訓練、近隣散歩・外出等）や散髪美容（希望者のみ）は、利用者の意見を聞き、本人の意向を第一に尊重し、活動に取り組んでいることが聞き取れた。

A-1-1 (2) 障害のある本人の権利侵害の防止等については、「虐待防止・身体拘束禁止規程」や「虐待防止マニュアル」「契約書」等から組織としての取組みが確認でき、個別支援計画やモニタリング表、ケース記録などからもその活動実績を確認することができた。虐待防止会議録により、職員が虐待防止や権利侵害に向けての認識を深め自己点検につなげるなど、具体的に話し合う場を設けていることが「虐待防止会議録」から確認できた。

A-1-1 (3) 当事業所では障害のある本人が普通の生活を送ることができるように様々なプログラムが用意されており、個々の利用者の能力や特性、日々の習慣や日常の体調や生活ペースに合わせて活動できるように取り組まれていることが、「ケアカルテ」のケース記録内容や個別支援計画等の支援記録及び施設見学から確認することができた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]

A-2-1 (1) 利用者の状況や特性に応じて、PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）やスケジュール表、写真、絵カード、有名人の写真なども利用しながら、様々なツールを組み合わせて工夫を凝らし、意思疎通とコミュニケーションを個別的かつ組織的に職員間で連携しながら取り組んでいる。利用者が自分の意思や意見、希望を表しやすいように配慮し、日中活動の外出先や活動の内容等については各自へのアンケート等で希望を聞き意思を尊重した上で決定している。年2回実施する個別面談では、家族や利用者からの相談は積極的に受け入れ、個別支援計画に反映させていることが伺えた。職員の障害に関する専門知識の習得と支援の向上のため各種研修を計画的に実施していることが「R5 研修計画について」から確認できた。研修内容は、「研修受講復命書」によって職員間で共有している。

A-2-1 (2) 本人のニーズや希望を取り入れ、個別支援計画に基づき多様な日中活動を実施している。また、障害のある本人の心身の状況や体調に応じて、椅子の高さ調節や誤嚥防止などの対応、「ごはん量・種類時のごはん表」などから、適切な配慮のもとに食事提供支援を行なっていることが確認できた。ドライブや送迎時の移動・移乗支援、排泄支援についても個別に付き添い等の配慮を行なっていることが聞き取れた。

A-2-1 (3) 障害のある本人の特性に合わせて、量のスペースや個室、日中過ごす場所を様々な設定し、本人がくつろいでゆったりと快適に過ごすことのできる環境を整えていることが施設見学から確認できた。また、事業所全体では採光のよい環境で清潔が保たれ、備品についても消毒・洗浄などの感染症等の対策が取られており、安心・安全に配慮した生活環境が整えられている。

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	A	A
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A
【自由記述欄】					
A-2-（４）生活の動作に中で気になるケースでは、京都市地域リハビリテーション推進センターの専門職員が、障害福祉サービス事業所等を訪問し、その事業所の職員に対して利用者個々の身体状況の把握や介助・対応方法等について助言等を行うサービスを利用し、その結果報告書の内容を用いて、専門職員の意見を聞きながら事業所独自の「運動マニュアル」を作成し、利用者の機能訓練・生活訓練などの支援を行なっていることを聞き取った。					
A-2-（５）ヘルパー事業所と連携を図りながら、外出利用へとつながるよう支援を行なっている。土曜日は事業所から昼食が提供されないため、利用者が職員とともに買い出しを行い、社会参加への意欲を高める工夫を行なっていることが「ケース記録」から確認できた。また、障害のある人がそれぞれの個性や才能を発揮する場として、京都府が平成七年度から開催する、絵画、陶芸、写真、書、俳句、川柳、諸工芸の計七部門の「京都とっておきの芸術祭」に出品参加し、事業所の活動の一環として利用者が鑑賞に行くなどしている。					
A-2-（６）送迎時や連絡帳で利用者のその日の体調等を聞き取り、看護師を含む全職員で情報共有をしている。健康面での相談や説明、処置が必要なときは看護師が対応し、その内容は「ケース記録」に記載されている。食事のアレルギーについては家族に毎月の献立表を確認してもらっていることを聞き取った。また、医療的ケアは非該当となっているが、飲み薬の管理や塗り薬の塗布などについて、服薬は各利用者の薬ケースを把握し看護師の助言・指導のもとと管理されていることが分かった。地域の訪問介護利用者の健康管理については、訪問看護師と電話等でやり取りを行い、健康状態の把握に努めている。てんかん発作対応マニュアル、誤飲食時のマニュアルがあり、緊急の場合の救急搬送に備えて「看護情報提供シート」を用意しており、嘱託医は精神科医師であることなどを聞き取った。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A－2 生活支援	A－2－(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A－2－(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A－2－(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当
[自由記述欄]					
A－2－（7）地域生活への移行や地域生活のための支援は相談支援担当者の協力のもと、障害のある本人の意向を踏まえながら、相談や希望があれば関係機関と連携し、他施設利用のための見学・面談・体験などについても適切な支援を行なっていることが「ケース記録」「個別支援計画」から確認することができた。ショートステイ利用、送迎時間や場所変更などにも適宜対応していることを聞き取った。					
A－2－（8）年2回の個別面談や事業報告会を通して、事業所の支援内容、事業計画、本人の生活状況等について報告し家族からの相談などにも対応している。家族からの相談に関しては、他の社会資源と連携したり、嘱託医への相談や関係機関とのケースカンファレンスや電話連絡を行っていることが聞き取れた。日常的にも電話や連絡帳などを通して家族と連絡を取り合い信頼関係を構築し、緊急時の連絡や対応、家族支援にもつなげていることなどを聞き取った。					
A－2－（9）障害のある本人の生活力向上や可能性を尊重した取組みとして、事業所での台拭きや洗濯物干し等、本人の興味や意欲、役割感を持って取り組める作業を職員と共に取り組んでいる。生活への意欲や興味、生活力の向上や維持に役立つ活動については、本人や家族の意向を聞きながら「個別支援計画」に挙げて、日中の活動の中に積極的に取り入れている。地域で活動する団体や個人の協力のもと、アロマや音楽療法、リフレ（訪問散髪）等のプログラムを導入・実施している。通番59については、就労支援を行っていないため、非該当。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	非該当
【自由記述欄】					
A-3 就労支援事業は行っていないため、非該当。					